

(2008年6月3日 参議院 文教科学委員会 質疑 議事録より)

- 植松恵美子君 是非とも、**図書館**の中の、やはりこれからのサービスの向上とか質の向上を考えましても、検討する方向性としてはこういった専門の方を増やしていく方に検討していただきたいと思います。

最後になりますけれども、**図書館**というのは、先ほどから申しておりますように、知識だけでなく、知識も必要ですけれども経験の蓄積も必要になってくると思いますが、二〇〇三年の地方自治法改正によって**指定管理**者制度が導入された**図書館**があります。先ほどから申しておりますように、この目的としては、住民サービスの向上を図るとかあるいは経費削減を図るということでありましてけれども、**図書館**にとってのサービスというのは、単に利用者数が増えたからサービスが良くなっているんだとか、あるいは開館時間数が延長した、開館日数を増やしたといった量的なものだけでは測れない性質のものがあると思うんです。やはり職員の質の向上が大切ですがけれども、先ほど申しました経費削減が人件費の削減につながっているようなところもあります。

現在は、**指定管理**者制度は数年ごとの契約更新ですので、契約する会社が安定した長期雇用が保障されないため短期的に職員の入れ替わりによる弊害が生じているようですけれども、文科省としてはこの実態をきちっと把握されておりますでしょうか。そして、把握されているとすれば、どういった御認識を持っていらっしゃるか。また、今後どうあるべきであると考えているか、お答えください。できるなら、大臣からお願いいたします。

- ○国務大臣(渡海紀三朗君) **指定管理**者制度の導入の経緯というのは委員よく多分御存じなんだろうと思います。その上にとって、今、十七年度、少し古くなりますが、この社会教育調査によりますと、公立**図書館**への**指定管理**者制度の導入率というのはまだ一・八%なんです。その最大の理由は、やっぱり今御指摘がございました、大体指定期間が短期であるために、五年ぐらいと聞いておりますが、長期的視野に立った運営というものが**図書館**ということになじまないとか難しいということ、また職員の研修機会の確保や後継者の育成等の機会が難しくなる、こういう問題が指摘されておるわけがございます。やっぱりなじまないということで一・八%なのかなというふうに私は受け止めております。

そういった点からすれば、今懸念されているような問題、こういうものがやっぱりちゃんと払拭をされて**指定管理**者制度が導入されるなら導入されるべきであろうと。**指定管理**者制度を導入するかしないかというのは、これもさっきの意味とは違った意味で、一義的にはやっぱり地方自治体が判断をすることでありまして、しろとかするとかこれは国が言うことは本来の**指定管理**者制度の趣旨にそぐわないわけでありまして、やっていただくということであろうとは思いますが、先ほど言ったような**図書館**に**指定管理**者制度を導入されるということであれば、先ほど言いましたような点について、しっかりとそういった懸念が起こらないようにしていただいた上で導入をしていただくということが大事なのではないかなというふうに考えております。